

令和7年度山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

『高等職業訓練促進給付金』を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、養成機関の入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、自立を支援します。

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引続き就業を継続した場合は、貸付金の返還を免除します。

修学状況や就業を継続したことを確認するため、毎年4月に現況調査を行います。

返還免除の条件を満たさない場合は、全額返還していただきます。

1【貸付内容】

資金種類	貸付対象者	交付方法	貸付額
入学準備金	『高等職業訓練促進給付金』の交付を受ける方	一括交付	50万円以内
就職準備金	『高等職業訓練促進給付金』の支給を受け養成機関を修了後、資格を取得した方	一括交付	20万円以内

2【申請期間】

令和7年4月1日（火）～令和8年3月10日（火）

入学準備金：養成機関に入学した日から3か月以内

就職準備金：養成機関を修了し資格を取得後その資格を必要とする就職をした日から3か月以内

3【提出書類】

共通（入学準備金、就職準備金）

- ① 貸付申請書（第1号様式）
 - ② 個人情報の取扱いについて（同意書）（第2号様式）
 - ③ 『高等職業訓練促進給付金』の支給決定通知書の写し
 - ④ 世帯全員の住民票（本籍地の記載のあるもの）
 - ⑤ 連帯保証人の所得がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票等）
 - ⑥ 連帯保証人の住民票（本籍地の記載のあるもの）
- （入学準備金）
- ⑦ 在学証明書
- （就職準備金）
- ⑧ 養成機関を修了したことがわかる書類（卒業証書の写し等）
 - ⑨ 資格を取得したことがわかる書類（合格通知の写し等）
 - ⑩ 取得した資格を必要とする業務に従事したことがわかる書類（業務従事証明書等）

4【貸付利子】

連帯保証人を立てる場合は無利子です。

連帯保証人を立てない場合は、返還の猶予期間は無利子とし、猶予期間経過後は年 1.0 パーセントです。

5【連帯保証人】

県内に居住し、独立の生計を営み返還債務を負担することができる資力を有する方。

6【貸付決定】

審査後、貸付けの可否を文書にて通知します。

7【貸付契約】

決定通知を受けた時は、貸付契約をしますので借用書を提出していただきます。

なお、借用書の提出の際に以下の項目が必要となりますので用意してください。

- ① 借用書に押印する実印の印鑑登録証明書の提出（借受人、連帯保証人）
- ② 借用書に収入印紙の貼付（貸付金額による額）

8【貸付金交付】

一括交付します。

9【その他】

- ・貸付には審査があります。
- ・他の貸付制度と併用できない場合もありますので、事前にお問合わせください。
- ・『高等職業訓練給付金』については、市にお住いの方は各市、町村にお住いの方は県（中北、峡南、富士・東部各保健福祉事務所）へお問合わせください。
- ・借入目的に反する貸付金の使用があった場合や返還免除の条件を満たさない場合は、貸付金の返還を求めます。
- ・暴力団員が属する世帯の方の申込みはできません。

【申請受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12

山梨県社会福祉協議会 生活支援課 資金第1担当

TEL：055-251-3900